

和歌山県報

発行 和 歌 山 県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

目 次(*については県例規集登載事項) (取扱課室名) ページ 〇 規則 *38 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課).....1 〇 告示 881 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取 (長寿社会課).....2 消し (農業農村整備課).....2 882 原谷土地改良区の役員の就任 (森林整備課).....2 883 保安林の指定施業要件変更予定) 3 IJ 884 " 885 保安林の指定施業要件の変更 II) 3)..... 3 886 " 887 道路の供用開始 (道路保全課).....4 888 道路の区域変更) 4) 5 889 道路の供用開始 890 道路の区域変更 IJ) 5 (警察本部).....5 891 一般競争入札による落札者の決定 (")...... 6 892 " *"*)..... 6 893 " 〇 公告 和歌山県立情報交流センターにおける指定管理者の募集 (デジタル社会推進課).....7 〇 諸報 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウ エーブにおける指定管理者の募集 (教育委員会).....10

規則

和歌山県規則第38号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式及び別記第23号様式中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

和歌山県告示第881号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る同法第41条第1項及び第53条第1項の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定に基づき公示する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	取 消年月日
3071701068	株式会社佐田工作所	ELFIN		福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具 販売	令和 5.7.28

和歌山県告示第882号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、原谷土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員(令和5年7月13日就任)

職名氏名住所

理事 鍵本信和 日高郡日高町大字原谷440番地

理事 石橋日出夫 日高郡日高町大字原谷1420番地の3

理事 岩橋淳 日高郡日高町大字原谷352番地

理事 楠岡崇 日高郡日高町大字原谷1244番地

理事 橋本憲一 日高郡日高町大字原谷1102番地

監事 野尻義久 日高郡日高町大字原谷350番地

監事 工徳信治 日高郡日高町大字原谷1520番地の2

和歌山県告示第883号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第884号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第885号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第886号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第887号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 海草郡紀美野町箕六字谷西394番1地先から同町箕六字谷西434番1地先まで 供用開始の期日 令和5年7月28日

和歌山県告示第888号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
日高郡印南町大字樮川字寄峪14 48番1地先から同町大字樮川字 寄峪1449番2地先まで	旧	4. 50	77. 40	
同上	新	5. 40	77.40	

和歌山県告示第889号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字標川字寄峪1448番1地先から同町大字標川字寄峪1449番2地先まで 供用開始の期日 令和5年7月28日

和歌山県告示第890号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
田辺市秋津町字田尻1467番1地 先から同市秋津町字田尻1492番 1地先まで	旧	3. 33	195. 80	
同上	lΒ	8. 59	197. 45	
同上	新	8. 59	197. 45	

和歌山県告示第891号

レプリカサーバ (運転者管理) 構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年和歌山県規則第107号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 レプリカサーバ(運転者管理)構築委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和5年6月7日

4 落札者の氏名及び住所

レプリカサーバ(運転者管理)構築委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム

(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

(構成員) 日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

75,790,000円 (うち消費税及び地方消費税の額6,890,000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年4月11日

和歌山県告示第892号

運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日

令和5年6月13日

4 落札者の氏名及び住所

FLCS・富士テレコムコンソーシアム

(代表者) FLCS株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

(構成員) 富士テレコム株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

5 落札金額

34,058,420円 (うち消費税及び地方消費税の額3,096,220円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年4月14日

和歌山県告示第893号

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日令和5年6月14日
- 4 落札者の氏名及び住所

FLCS・富士通Japanコンソーシアム

(代表者) FLCS株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

(構成員)富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号

5 落札金額

730,981,240円 (うち消費税及び地方消費税の額66,452,840円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和5年4月25日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県立情報交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。 令和5年7月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 名称

和歌山県立情報交流センター

- (2) 所在地 和歌山県田辺市新庄町3353-9
- (3) 規模等
 - ア 敷地面積 46,640㎡
 - イ 延床面積 9,679.59㎡
 - ウ 構造 鉄骨造 地上2階建
- (4) 入居機関
 - ア 和歌山県教育センター学びの丘
 - イ 和歌山県立紀南図書館

- (5) 入居する団体等
 - ア 国立大学法人和歌山大学南紀熊野サテライト
 - イ 特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所
 - ウ 株式会社テレビ和歌山田辺支局
 - エ SOHOブースに入居するSOHO事業者
 - オ その他県が必要と認める団体等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県立情報交流センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立情報交流センター設置及び管理 条例(平成16年和歌山県条例第44号)第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成するこ とができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1) については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

- ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に 規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和5年7月28日(金)から同年8月14日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局デジタル社会推進課 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階
- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和5年8月18日 (金) 午後1時30分
 - イ 場所 田辺市新庄町3353-9 和歌山県立情報交流センター
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和5年8月21日(月)から同年9月4日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和5年9月8日(金)

- ウ 注意事項
- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
- (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等

ア 期間 令和5年9月11日(月)から同月25日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和5年10月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和6年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局デジタル社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-428-1136

諸報

公 <u>告</u>

県が設置する県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和5年7月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
- (1) 名称 ア 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛
 - イ 和歌山ビッグホエール
 - ウ 武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
- (2) 所在地 ア 和歌山市手平二丁目1番2号
 - イ 和歌山市手平二丁目1番1号
 - ウ 和歌山市手平二丁目1番1号
- (3) 規模等

敷地面積 ア 31,528.00㎡

イ 54,089.91 m²

ウ 和歌山ビッグホエール面積に含む

建築面積 ア 3,135.69㎡

イ 10,948.53 m²

ウ 5,051.56m²

延床面積 ア 20,823.64㎡

イ 17, 233. 83 m²

ウ 8,037.01 m²

主な施設 ア ホール、展示ホール、会議室等

イ 大ホール、軽運動場、控室等

ウ メインアリーナ、サブアリーナ、武道場等

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグ ウエーブ指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。) に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例 第86号)第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定する
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。た だし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該

団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

- ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。) と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に 規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和5年7月28日(金)から同年8月14日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階
- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和5年8月21日 (月) 午前10時
 - イ 場所 和歌山ビッグホエール 会議室 和歌山市手平二丁目1番1号
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。

- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
 - ア 期間 令和5年8月22日 (火) から同年9月4日 (月) までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
 - イ 回答日 令和5年9月11日(月)
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和5年9月12日 (火) から同月25日 (月) までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後5時45分まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和5年11月下旬
- (6) 指定管理者としての指定 令和6年1月上旬
- 7 問合せ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

電話番号 073-441-3690

ファクシミリ番号 073-423-1660